

観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し  
(要旨)

以下の措置を講じます。

1. 観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）の見直し  
「水際対策強化に係る新たな措置（29）」（令和4年5月26日）の（2）で定める観光目的の短期間の滞在の新規入国について、「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定することとしてきたところ、全ての国・地域から入国する外国人について認めることとします。

(注) 上記に基づく措置は、令和4年9月7日午前0時（日本時間）から行うものとします。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置（32）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（32）  
（観光目的の短期間の滞在の新規入国の見直し）

令和4年9月1日

1. 観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）の見直し  
「水際対策強化に係る新たな措置（29）」（令和4年5月26日）（以下「措置（29）」という。）の（2）で定める観光目的の短期間の滞在の新規入国について、「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定することとしてきたところ、全ての国・地域から入国する外国人について認めることとする。

（注1）上記に基づく措置は、令和4年9月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。

（注2）上記に基づく措置の実施に伴い、措置（29）の（注3）は廃止することとする。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（２９）  
（外国人観光客の入国制限の見直し）

参考

令和４年５月２６日

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和２年１２月２６日）  
１、「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和３年１月１３日）及び「水際対策強化に係る新  
たな措置（１０）」（令和３年３月１８日）の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新  
規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ  
、下記（１）、（２）又は（３）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する  
受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の  
事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- （１）商用・就労等の目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国
- （２）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）
- （３）長期間の滞在の新規入国

（注１）上記に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）から行うものとする。上記に基づく措置の実  
施に伴い、措置（２７）４．に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）限りで廃止する。ただし、  
措置（２７）４．に基づき、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）より前に受入責任者の行った申請及び申請  
の完了は、上記に基づく申請及び申請の完了と認めることとする。

（注２）上記に基づく措置は、令和４年６月１０日午前０時（日本時間）以降に新規入国する外国人であって、受入責  
任者の行った事前の申請が完了した者を対象とする。

~~（注３）上記（２）に基づく措置において新規入国を認める外国人は、「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」（令  
和４年５月２０日）（以下、「措置（２８）」という。）に基づく「青」区分の国・地域から入国する外国人に限定す  
る。（本邦への上陸申請日前１４日以内に滞在した国・地域が、措置（２８）に基づく「青」区分の国・地域の場合  
に限る。）~~

（注４）上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・  
団体等をいう。また、上記に基づく措置における旅行代理店等とは、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）に規定  
する旅行業者又は旅行サービス手配業者をいう。

（以上）